

熊本地方最低賃金審議会委員の補欠候補者の推薦に関する公示

熊本労働局一般公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第23条第1項及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号）第3条第1項の規定に基づき、熊本地方最低賃金審議会委員を任命したいので、関係労働組合又は関係使用者団体は、下記「熊本地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領」により、労働者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和8年3月16日

熊本労働局長 金谷 雅也

記

熊本地方最低賃金審議会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、労働組合法（昭和24年法律第174号）第2条に規定する労働組合であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により推薦すること。また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和8年3月27日（金）

(3) 推薦書の提出先

熊本労働局労働基準部賃金室

（〒860-8514 熊本市西区春日2-10-1 熊本地方合同庁舎A棟9階）

令和 年 月 日

熊本労働局長 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

熊本地方最低賃金審議会委員の候補者の推薦について

標記について下記の者を、熊本地方最低賃金審議会（労働者・使用者）代表委員の候補者として別添の内諾書を添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること。）	略 歴

内 諾 書

熊本労働局長 殿

令和 年 月 日

氏名

私は、熊本地方最低賃金審議会委員に任命されたときは、就任することを内諾
します。